

様式5号

兵庫県知事（県民局長）様

令和 年 月 日

・定款に定める住所を正確に記載
・連絡先は当該届出事務について回答可能な部署の電話番号を記入してください。

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長

電話番号（担当者名）

（照会先を申請代理人にする場合は以下も記入）

申請代理人名称

電話番号（担当者名）

定款変更認可申請書

本法人の定款の一部を変更したいので、医療法第54条の9第3項及び同法施行規則第33条の25の規定に基づき申請します。

（注）1．財団の場合は、定款ではなく寄附行為とすること。

定款変更に係る様式及び添付資料一覧

1 申請書及び添付書類等 (以下の順番で編綴すること。)

- (1) 定款変更認可申請書(様式5号)
- (2) 新旧条文対照表・変更理由書(別紙1)

※事業の追加等による条文の変更以外に、平成27年度医療法改正に伴うモデル定款に準拠した条文の追加・修正を行うこと。(詳細は県ホームページ「医療法人に関する申請・届出(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw11/hw11_000000111.html)」の該当部分を参照のこと)

- (3) 現行定款の全文
- (4) 変更後の定款(案)の全文
- (5) 社員総会(理事会)議事録
- (6) 役員及び社員(評議員)の名簿
- (7) ①医療施設を開設(移転含む)する場合、: 病院(診療所・介護老人保健施設・介護医療院)の概要(別紙3)
②附帯事業所、従たる事務所を開設する場合: 各附帯事業所の概要(別紙3-3~)
①②とも添付書類として付近の見取り図と建物平面図を添付
- (8) 管理者の就任承諾書・履歴書(別紙4・5)
- (9) 管理者の医師免許証写(管轄保健所等による原本証明が必要)①の場合に必要。
※②の場合、他の法令等により管理者の資格要件が定められている場合は、当該資格にかか
る免許証等の写しを添付する。
- (10) 2年間の事業計画(別紙6)、2年間の予算書(別紙7)
- (11) その他必要書類

①②の場合

必要な施設、設備又は資金について確認する必要があることから、開設時の予定貸借対照表(別紙8)及び法人の開設する医療施設、事業所に係る土地・建物登記事項証明書(原本)が必要、賃貸借の場合は加えて賃貸借契約書(案)等を添付。

また、医療法人関係者と医療法人の間の取引が発生する場合は、別紙「医療法人関係者と医療法人の間の取引について」により、取引額の設定及び必要書類の添付を行うこと。

①②以外の定款変更

例: 役員数の変更=役員数の変更を要する理由書

医療施設の市町合併等による住所変更=住所表記に関する市町からの通知書等

※添付書類の内、(7)~(11)は不要。変更の内容に応じて変更内容について確認できる書類を添付する。

- (12) 原本証明書(別紙9) 申請者による原本証明の必要な添付書類を一覧で記載すること。

<申請書作成上の留意事項>

以下の点について、申請者で十分に確認の上、申請書を提出してください。

- 標準処理期間(受理日より最短で21日)が定められていますので、事業計画に照らして余裕を持って申請してください。また、法人運営上の問題点、書類の追加・差し替えが生じた場合は、処理期間がその分延長されますので、誤りのないよう申請ください。特に下記の点に注意ください。
- ・新旧対照表は、現行定款・変更定款から、改正する条文を正確に転記し、変更部分に下線を付すこと。
- ・現行定款と変更定款(案)は、改正部分以外の条文が一致していること。
(変更定款で、誤字、脱字、送り仮名に誤りがないこと。)
- ・2年間の事業計画、収支予算等について、計算誤りがないこと。また、各添付資料間で数字が一致していること。
- ・一人医師医療法人が、病院・老健施設・介護医療院を開設する場合、基本財産に関する条文の新設

等が必要となる。

○審査に伴い追加資料等を求める場合があります。

○特に医療機関の開設や介護事業等附帯業務の実施など医療法や他の法令に基づく許可等が必要な場合は、事前にそれぞれの許認可所管部局と協議しておくこと。

医療法人関係者と医療法人の間の取引について

1 利益相反取引の理事会承認等について

医療法人理事は、医療法人と競業する取引や、自己又は第三者のためにする医療法人との取引（自己の所有物を医療法人と売買・賃貸借する等）など利益相反する取引を行う場合は、理事会の承認を受ける必要があるとともに、これらにより医療法人に損害が発生した場合は損害を賠償する責任が発生します。（詳細は、平成 28 年 3 月 25 日付医政発 0325 第 3 号厚生労働省医政局長通知「医療法人の機関について」を参照のこと）

定款変更等の際に上記の取引を行う場合は、必要な理事会の承認を得るとともに申請書に議事録を添付してください。

2 医療法人関係者との取引額について

医療法人が、理事本人や理事の 3 親等以内の親族から不動産の賃借・購入等の取引を行う場合は、利益剰余金の配当とならないよう（医療法第 54 条）、取引額は以下の基準額以下としてください。

また、申請書に評価額を証明する書類を添付ください。

(1) 基準額

＜不動産の賃借＞

- ・土地の場合 年額：評価額の 6% 又は賃料に係る不動産鑑定評価額 以下
- ・建物の場合 年額：固定資産税課税標準額の 10% 又は賃料に係る不動産鑑定評価額 以下

＜不動産の購入＞

- ・評価額以下

(2) 評価額

○土地の評価額（下記のいずれか）

- ・不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（様式任意）による金額＜購入の場合＞
- 不動産鑑定士による賃料に係る不動産鑑定評価書（様式任意）による金額＜賃借の場合＞
- ・税理士等による路線価方式又は倍率方式による金額（別紙様式に記入のこと）
- ・市町発行の固定資産税評価証明書による評価額

○建物の評価額（下記のいずれか）

- ・不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（様式任意）による金額
- ・市町発行の固定資産税評価証明書による評価額

なお、その他の取引についても取引内容が剰余金の配当禁止に該当するおそれのあるものは、事前に健康福祉事務所または県庁医務課までご相談ください。

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
第3条 本社は、病院所、介護老人保健施設を営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。 第4条 本社の開設する病院、介護老人保健施設の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 兵庫県○○市○○町○○丁目○番地 (2) 介護老人保健施設○○○ 兵庫県○○市○○町○○丁目○番地 〔※市町の医療施設を指定管理者として運営する場合〕 2 本会社が○○町から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開催場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 兵庫県○○市○○町○○丁目○番地	第3条 本社は、病院を営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 第4条 本社の開設する病院の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 ○○病院 兵庫県○○市○○町○○丁目○番地 市町の医療施設について、指定管理者として指定を受ける運営する場合は、2項として、法人が設置運営する施設とは別に記載する。
【第3章以下を下記のとおり改正する。】 第3章 資産及び会計 第5条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時 (2) 新モデル定款の新条文を転記する。 （ただし、基金制度・会計年度・会計時期・役員数・社員退社時の持分の有無など法人ごとに異なる部分については、法令の規定に違反しない範囲で修正すること。） 2 本社の基本財産は、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 不動産 2 基本財産は処分し、又は担保に供しては	第3章 基 金 （基金の募集） 介護老人保健施設の追加に伴う理事要件・監事の兼職禁止規定の改正のほか、法改正に伴い上記3条・4条以外の条文についても改正が必要とする。 （基金の返還） 第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本会社と基金の拠出者との関係について、現行定款の5条以下を転記する。 2 本社の純資産額は、次に掲げる金額の合計額

変更理由：・・・のため新たに介護老人保健施設を開設する。・・・のため、△△町立○○病院について△△町より指定管理者として指定を受け運営を行う。また、法改正に対応しモデル定款に準拠した条文とする。（変更理由は別紙としてもよい。）

（注）新条文はモデル定款を使用すること。現行定款は、最終で認可を受けている定款が正確に転記すること。

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地 ※条ずれを防止するため、附帯事業の条文を「第4条の2」として規定してもよい。 【追加の場合は変更箇所のみ到下線を引く】 第4条の2 本社は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。 (1) 〇〇居宅介護支援事業所の経営 (2) 〇〇訪問看護ステーション（訪問介護、介護予防訪問看護、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護） (3) 〇〇市からの委託を受けて行う、□□地域包括支援センターの運営	第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所 兵庫県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地 （本条新設）【又は】 第5条 本社は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。 (1) 〇〇居宅介護支援事業所の経営 (2) 〇〇訪問看護ステーション（訪問介護、介護予防訪問看護、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護）
【第3章以下を下記のとおり改正する。】 第3章 資産及び会計 第5条 本社の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時 (2) 新モデル定款の新条文を転記する。 （ただし、基金制度・会計年度・会計時期・役員数・社員退社時の持分の有無など法人ごとに異なる部分については、法令の規定に違反しない範囲で修正すること。） 第6条 本社の資産のうち、前条に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 不動産 2 基本財産は処分し、又は担保に供しては	第3章 基 金 （基金の募集） 第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができ、法改正に伴い、附帯事業以外の条文についても改正が必要。 （基金の返還） 第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社の基金の拠出者に対する権利を定める 第7条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第8条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第9条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第10条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第11条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第12条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第13条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第14条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第15条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第16条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第17条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第18条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第19条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第20条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第21条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第22条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第23条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第24条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第25条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第26条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第27条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第28条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第29条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第30条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第31条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第32条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第33条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第34条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第35条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第36条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第37条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第38条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第39条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第40条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第41条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第42条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第43条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第44条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第45条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第46条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第47条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第48条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第49条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第50条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第51条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第52条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第53条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第54条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第55条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第56条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第57条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第58条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第59条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第60条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第61条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第62条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第63条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第64条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第65条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第66条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第67条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第68条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第69条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第70条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第71条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第72条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第73条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第74条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第75条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第76条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第77条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第78条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第79条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第80条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第81条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第82条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第83条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第84条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第85条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第86条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第87条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第88条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第89条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第90条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第91条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第92条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第93条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第94条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第95条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第96条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第97条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第98条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第99条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める 第100条 本社は、基金の拠出者に対する権利を定める
（注）1 後の条文に影響しないよう、附帯事業の条文を第〇条の2としてもよい（通常は4条の2：旧条文の欄には、「（本条新設）」と記載すること） 2 名称は介護保険にかかる指定を受ける事業署名と同一にすること 3 実際に行う事業のみを記載すること 4 複数の異なる事業を実施する場合や事業所では行う事業がわからない場合は、事業所名の後ろに（ ）書で事業名を明記する（例：〇〇訪問介護ステーション（訪問介護・介護予防訪問介護・障害者総合支援法に基づく重度訪問看護事業）の経営） 5 市町からの委託または指定管理を受ける場合は、どこの市町から委託（指定管理）されているのかを明記すること 6 新条文はモデル定款を使用すること。現行定款は、認可を受けている最新の定款から正確に転記すること	（注）1 後の条文に影響しないよう、附帯事業の条文を第〇条の2としてもよい（通常は4条の2：旧条文の欄には、「（本条新設）」と記載すること） 2 名称は介護保険にかかる指定を受ける事業署名と同一にすること 3 実際に行う事業のみを記載すること 4 複数の異なる事業を実施する場合や事業所では行う事業がわからない場合は、事業所名の後ろに（ ）書で事業名を明記する（例：〇〇訪問介護ステーション（訪問介護・介護予防訪問介護・障害者総合支援法に基づく重度訪問看護事業）の経営） 5 市町からの委託または指定管理を受ける場合は、どこの市町から委託（指定管理）されているのかを明記すること 6 新条文はモデル定款を使用すること。現行定款は、認可を受けている最新の定款から正確に転記すること

変更理由：・・・のため、〇〇市より委託を受けて新たに□□の運営を行う。また、法改正に対応しモデル定款に準拠した条文とする。（理由は別紙としても良い）

新たに開設しようとする病院（診療所）の概要

名称				定款（案）の名称を記載する。	
所在地			電 話		
所管保健所名					
診療科目					
病床数	(一般 床・療養 床)				
管理者	氏 名	(年 月 日 生)			
	医 籍	(年 月 日登録)			
職員	職 種	従事者数		職 種	従事者数
	医師	常勤	人	歯科技工士	人
		非常勤	人	理学療法士	人
	歯科医師			作業療法士	
	薬剤師			柔道整復師	
	助産師			事務員	
	看護師			労務員	
	准看護師			・ 従業員数は、常勤・非常勤の別で実数を記載する。 ・ 職員数は収支予算書の初年度の給与費内訳の職員数と一致する	
	歯科衛生士				
	看護補助者				
	栄養士				
	診療放射線技師				
	臨床検査技師			合 計	
敷地	m ² （うち借地 m ² ）（付近案内図及び平面図添付）				
建物	延 m ² （構造、用途及び各室の面積を示す図面）				
施設概要	鉄筋コンクリート○階建	1 F	m ²	※各階ごとに全ての部屋名を記載する。 医療法上面積基準のあるものについては面積を記載する。 別紙としてもよい。	
		2 F	m ²		
		3 F	m ²		
		計	m ²		
	1F				
	風除室				
	玄関ホール				
	○○科診療室	○○m ²			
	○○号室（4床）	○○○m ²			
	機能訓練室				
2F					

診療日	日曜日及び祝祭日を除く毎日
診療時間	月～金 午前〇時から〇時まで 午後〇時から〇時まで 土 午前〇時から〇時まで
非常勤 医師の 勤務状況	

(添付書類)

1. 周辺の概略図 : 住宅地図等で最寄りの駅、主要道路、目標がわかるもの
2. 敷地図 : 建物配置がわかるもの
3. 建物平面図 : 構造、出入口、用途が明示されたもの

※ 各図面はA4又はA3(折り込み)とすること

新たに開設しようとする介護老人保健施設（介護医療院）の概要

名称				
所在地			電 話	
所管保健所名				
収容施設	入 所 人 通 所 人			
管理者	氏 名	(年 月 日 生)		
	医 籍	(年 月 日登録)		
職員	職 種	従事者数	職 種	従事者数
	医師	人	栄養士	人
	歯科医師	人	事務員	人
	看護師		労務員	
	介護職員		・	
	理学療法士		・	
	作業療法士		・	
			合 計	
敷地	㎡（うち借地 ㎡）（付近案内図及び平面図添付）			
建物	延 ㎡（構造、用途及び各室の面積を示す図面）			
施設概要	鉄筋コンクリート〇階建 延 ㎡（外来、管理棟） 1 F ① 診 察 室 〇室 ② 機能訓練室 〇室 ③ 食堂・談話室 〇室 ④ 浴 室 〇室 ⑤ デイルーム 〇室 ⑥ 厨 房 ⑦ 事 務 局 2 F ① 療 養 室 〇号室（1床） ② サービスステーション 〇室 ・ ・			

階別に居室の名称を記載
別紙としても良い

(添付書類)

1. 周辺の概略図 : 住宅地図等で最寄りの駅、主要道路、目標がわかるもの
2. 敷地図 : 建物配置がわかるもの
3. 建物平面図 : 構造、出入り口及び用途が明示されたもの

※ 各図面はA4又はA3（折り込み）とすること

〇〇事業所の概要

名称	定款案の事業所名を記載＝介護保険等で指定を受ける名称		
所在地		電 話	
管理者			
職員	職 種	従事員数	
	附帯事業所に応じた職種を記載。従業員数は常勤・非常勤の別に実数で記載する		
		※合計数を記入	
敷地	㎡（うち借地 ㎡）		
建物	鉄筋コンクリート〇階建 延 ㎡ ① 事務室 ② 室		
営業日			
営業時間			

(添付書類)

医療施設以外の附帯事業所用

1. 周辺の概略図 : 住宅地図等で最寄りの駅、主要道路、目標がわかるもの
2. 建物平面図 : 構造、出入り口及び用途が明示されたもの

※ 各図面はA4又はA3（折り込み）とすること

疾病予防運動施設の概要

名 称				
所 在 地	電話			
所管保健所				
附置診療所	名 称		管理者氏名	
	所在地		医籍登録番号	
管 理 者	氏名	資格等	登録番号	
職 員	区 分	常 勤	非 常 勤	合計 人
	健康運動指導士	人	人	
	ヘルスケア・トレーナー			
	スポーツプログラマー2種			
	その他の運動指導者			
敷 地	m ²			
建 物	延床面積	m ²		
	運動設備	m ²		
設 備	1 有酸素運動を行わせるための設備			
	例 トレッドミル・自転車エルゴメーター・ランニングトラック・エアロボート			
	2 補強運動を行わせるための設備			
	例 バーベル・ダンベル			
	3 最大酸素摂取量を測定するための機器			
	4 応急手当を行うための設備			
	例 ベッド・毛布・担架・消毒薬・湿布薬・包帯			
5 その他の主な設備				
運動方法の記載	1 運動指導及び保健指導の内容 2 附置される診療所が行う施設利用者に対する医学的な管理の内容 3 継続的な利用者に対するサービス内容			

(作成上の注意)

1. 敷地の概要図を添付すること。
2. 建物の配置図、平面図（運動を行わせるための設備の配置がわかるもの）を添付すること。
3. 健康記録カードの作成例を添付すること。

疾病予防温泉利用施設の概要

名 称							
所 在 地	電話						
所 管 保 健 所							
提携医療機関	名 称			開設者氏名 (名称)			
	所在地			管理者氏名			
管 理 者	氏名		資格等		登録番号		
職 員	区 分	常 勤	非 常 勤	区 分	常 勤	非 常 勤	
	保健師	人	人	健康運動士			
	看護師			その他			
	入浴指導者						
				合 計			
敷 地	m ²						
建 物	延床面積		m ²				
	温泉設備		m ²				
	運動設備		m ²				
設 備	1 保健指導を行うための設備						
	例 黒板・掲示板・ビデオ装置						
	2 入浴を適切に行わせるための設備						
	例 全身浴槽・気泡浴槽・寝湯・持続浴槽・サウナ						
	3 有酸素運動を行わせるための設備						
	4 補強運動を行わせるための設備						
	例 プール・トレッドミル・自転車エルゴメーター						
5 体力を測定するための機器							
例 バーベル・ダンベル							
6 最大酸素摂取量を測定するための機器							
7 応急手当てを行うための設備							
例 ベッド・毛布・担架・消毒薬・湿布薬・包帯							
運動方法の記載	1 運動指導及び保健指導の内容 2 医療機関との連携の内容 3 連携医療機関が行う利用者に対する医学的な管理の内容 4 継続的な利用者に対するサービス内容						

(作成上の注意)

1. 連携している医療機関との連携内容がわかる契約書の写し等を添付すること。
2. 敷地の概要図（連携医療機関が同一敷地内であることを表示すること）を添付すること。
3. 建物の概要図を添付すること。

(別紙4)

共通

平成 年 月 日

医療法人社団〇〇診療所
理事長 〇〇〇〇 様

〇 〇 〇 〇 印

管理者就任承諾書

平成 年 月 日開催の医療法人社団〇〇診療所の（臨時）社員総会において、医療法人社団〇〇診療所が開設しようとする〇〇診療所の管理者に選任され、その就任を承諾します。

履 歴 書			
現 住 所			
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 生		
学 歴	昭和○年	○ 月	兵庫県立○○高等学校卒業
	昭和○年	○ 月	○○大学医学部入学
	昭和○年	○ 月	同 卒業
	年	月	
職 歴	昭和○年	○ 月	○○大学医学部付属病院第○内科 入局
	昭和○年	○ 月	○○病院内科 勤務
	昭和○年	○ 月	○○市立病院内科 勤務
	昭和○年	○ 月	神戸内科医院 開業
	年	月	現在に至る
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
医籍登録年月日・番号		年 月 日	第 号
賞罰及び欠格事項の有無（該当する□を塗りつぶすこと）			
賞罰の有無	無 ☐ 有 ☐ (内容 _____)		
医療法第46条の5第5項に規定される欠格事項の有無	無 ☐ 有 ☐ (内容 _____)		
当該医療法人と取引関係にある営利法人等役職員との兼職	無 ☐ 有 ☐ (内容 _____)		
(弁護士、公認会計士、税理士の場合) 当該医療法人との顧問関係の有無	無 ☐ 有 ☐		
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 			

※管理者の資格に定めがある場合は免許証等の写しを添付

2年間の事業計画

初年度（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

次年度（平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

- (注) 1. 事業開始から12ヶ月を初年度として記載する。
 2. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金計画及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。
 3. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

開設後 2 年間の予算書 (病院・診療所)

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科目	初年度	次年度	対医業収益比 (%)	
			初年度	次年度
医業収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
入院収益	収入一覧から転記する。	0	# 各科目/医業外収益	#DIV/0!
外来収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
医業外収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
借入金	0	0	小数点第 2 位を四捨五入し、 小数点第 1 位までを表示する。	#DIV/0!
拠出金 (前年度繰越金)	拠出金 = 初年度は法人からの 拠出金を、次年度は繰越金 を計上する。	0		#DIV/0!
計	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科目	初年度	次年度	対医業収益比 (%)	
			初年度	次年度
医業費用	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
医業外費用	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設整備費	支出一覧から転記する	0	# 各科目/医業外収益	#DIV/0!
施設整備費	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
医療機器購入費	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
借入元金返済	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
法人税等	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
翌年度繰越金	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
計	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

初年度

(単位：人)

	1 日平均	1 ヶ月平均	1 年
入院患者数		0	0
外来患者数		0	0

- (注) ・ 入院患者数 (1 年) = 入院患者数 (1 日平均) × 365 (366) 日とする。
 ・ 外来患者数 (1 年) = 外来患者数 (1 カ月平均) × 12 とする。
 ・ 入院 (外来) 患者数 (1 年) = 下記「収入一覧」のうち入院 (外来) 収益に係る患者数
 (※自費収入及び社会保険等収入に

入院患者・外来患者の見込み数と一致させる。

(収入一覧)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業収益	0	
入院収益	0	
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外来収益	0	
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
その他		
医業外収益	0	
受取利息		預託金の利息
その他		従業員等の給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
拠出金		
計	0	

- (注) 1. 事業計画の内容と一致させること。
 2. 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とすること。
 3. 内容は必要に応じ加除して差し支えないこと。

次年度

病院・診療所用

(単位：人)

	1 日 平 均	1 ヶ 月 平 均	1 年
入院患者数		0	0
外来患者数		0	0

- (注) ・ 入院患者数 (1 年) = 入院患者数 (1 日平均) × 3 6 5 (3 6 6) 日とする。
 ・ 外来患者数 (1 年) = 外来患者数 (1 カ月平均) × 1 2 とする。
 ・ 入院 (外来) 患者数 (1 年) = 下記「収入一覧」のうち入院 (外来) 収益に係る患者数
 (※自費収入及び社会保険等収入に係る入院患者・外来患者の見込み数と一致させる。)

(収入一覧)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業収益	0	
入院収益	0	
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外来収益	0	
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
その他		
医業外収益	0	
受取利息		預託金の利息
その他		従業員等の給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
前年度繰越金	0	
計	0	

- (注) 1. 事業計画の内容と一致させること。
 2. 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とすること。
 3. 内容は必要に応じ加除して差し支えないこと。

初年度
(支出一覧)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業費用	0	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(初年度)のとおり
退職金		職員給与の改定を行わない(同額)場合でも、 2か年分を作成すること。
法定福利費		
材料費	0	
医薬品費		
給食用材料費		
診療材料費		
医療消耗備品費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
職員被服費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
交際費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租税公課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
その他		
委託費		委託した業務の対価としての費用
研究研修費		学会、講習会等の費用
本部費		病院(診療所)の負担に属する本部費用
役員報酬		病院(診療所)の負担に属する役員報酬
医業外費用	0	
支払利息		
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		
機器等購入費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計	0	

経費の具体的な
内容を記載す
る。

※これは例示で
あり、それぞれ
必要に応じて記
載する。

- (注) 1. 「説明内容」には経費の具体的な内容を記載すること。
2. 必要に応じ加除して差し支えないこと。
3. 土地・建物を賃借する場合、賃借料は契約書(案)と一致していること。
ただし医療機器リース等、他に賃借料を想定している場合は、内訳を求める場合があります。

次年度
(支出一覧)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医業費用	0	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(次年度)のとおり
退職金		職員給与の改定を行わない(同額)場合でも、 2か年分を作成すること。
法定福利費		
材料費	0	
医薬品費		
給食用材料費		
診療材料費		
医療消耗備品費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
職員被服費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
交際費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租税公課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
その他		
委託費		委託した業務の対価としての費用
研究研修費		学会、講習会等の費用
本部費		病院(診療所)の負担に属する本部費用
役員報酬		病院(診療所)の負担に属する役員報酬
医業外費用	0	
支払利息		
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		
機器等購入費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計	0	

経費の具体的な
内容を記載す
る。

※これは例示で
あり、それぞれ
必要に応じて記
載する。

- (注) 1. 「説明内容」には経費の具体的な内容を記載すること。
2. 必要に応じ加除して差し支えないこと。
3. 土地・建物を賃借する場合、賃借料は契約書(案)と一致していること。
ただし医療機器リース等、他に賃借料を想定している場合は、内訳を求める場合があります。

職員給与費内訳書（初年度）

（単位：千円）

職 種	常 勤（人）	1人当り 月額給与	月額給与計	年額給与計	年間賞与	年間計
	非常勤（人）					
	計（人）					
医 師 （歯科医師）			0	0		0
			0	0		0
	0					0
看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
准看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
看護補助者			0	0		0
			0	0		0
	0					0
薬剤師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事務員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
その他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計						0
						0
	0					0

・千円単位で記載すること。
・給与を改定しない（同額）場合でも、
2か年分を作成すること。

支出一覧（初年度）の「職員分給与費」と一致させる。

（注）1. 職種は、「新たに開設しようとする病院（診療所）の概要」（別紙3）の内容と一致させること。

職員給与費内訳書（次年度）

病院・診療所用

(単位：千円)

職 種	常 勤 (人)	1 人 当 り 月 額 給 与	月 額 給 与 計	年 額 給 与 計	年 間 賞 与	年 間 計
	非 常 勤 (人)					
	計 (人)					
医 師 (歯科医師)			0	0		0
			0	0		0
	0					0
看 護 師						0
						0
	0					0
准看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
看護補助者			0	0		0
			0	0		0
	0					0
薬剤師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事務員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
その他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計						0
						0
	0					0

・千円単位で記載すること。

・給与を改定しない（同額）場合でも、
2か年分を作成すること。

支出一覧（次年度）の「職員分給与費」と一致させる。

(注) 1. 職種は、「新たに開設しようとする病院（診療所）の概要」（別紙3）の内容と一致させること。

開設後 2 年間の予算書（介護老人保健施設・介護医療院）

病院・診療所の留意事項と同じ

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科目	初年度	次年度	対施設運営事業収益比（％）	
			初年度	次年度
施設運営事業収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
入所者収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
通所者収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設運営事業外収益	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
借入金	拠出金＝初年度は法人からの拠出金を、次年度は繰越金を計上する。		#DIV/0!	#DIV/0!
拠出金（前年度繰越金）			#DIV/0!	#DIV/0!
計	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科目	初年度	次年度	対施設運営事業収益比（％）	
			初年度	次年度
施設運営事業費用	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設運営事業外費用	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設整備費	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
施設整備費	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
機器等購入費	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
借入元金返済	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
法人税等	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
翌年度繰越金	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
計	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!

初年度

(単位：人)

	1 日平均	1 ヶ月平均	1 年
入所者数		0	0
通所者数		0	0

- (注) 1. 入所者数 (1 年) = 入院患者数 (1 日平均) × 3 6 5 (3 6 6)
 2. 通所者数 (1 年) = 外来患者数 (1 カ月平均) × 1 2 とする。

入所者数・通所者数の見込み数と一致させる。

(収入)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業収益	0	
入所者収益	0	
入所者施設療養費	平均	円 × 年間 人
入所者利用料	平均	円 × 年間 人
室料差額収入	平均	円 × 年間 人
通所者収益	0	
デイ・ケア施設療養費	平均	円 × 年間 人
通所者利用料	平均	円 × 年間 人
その他	平均	円 × 年間 人
施設運営事業外収益	0	
受取利息		預託金の利息
その他		従業員、付添人などの給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
拠出金		
計	0	

- (注) 1. 事業計画と一致させること。
 2. 収入については、初年度は拠出金があるが、次年度にはこれがなく
 (出資があれば別) 代わりに前年度繰越金が入る。
 3. 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。
 4. 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。

次年度

	1 日 平 均	1 ヶ 月 平 均	1 年
入所者数		0	0
通所者数		0	0

- (注) 1. 入所者数 (1 年) = 入院患者数 (1 日平均) × 3 6 5 (3 6 6) 日
 2. 通所者数 (1 年) = 外来患者数 (1 カ月平均) × 1 2 とする。

入所者数・通所者数の見込み数と一致させる。

(収入)

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業収益	0	
入所者収益	0	
入所者施設療養費	平均	円 × 年間 人
入所者利用料	平均	円 × 年間 人
室料差額収入	平均	円 × 年間 人
通所者収益	0	
デイ・ケア施設療養費	平均	円 × 年間 人
通所者利用料	平均	円 × 年間 人
その他	平均	円 × 年間 人
施設運営事業外収益	0	
受取利息		預託金の利息
その他		従業員、付添人などの給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
前年度繰越金	0	
計	0	

- (注) 1. 事業計画と一致させること。
 2. 収入については、初年度は拠出金があるが、次年度にはこれがなく (出資があれば別) 代わりに前年度繰越金が入る。
 3. 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。
 4. 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。

初年度
(支出一覧)

介護老人保健施設・介護医療院用

単位：千円

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業費用	0	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(初年度)のとおり
退職金		職員給与の改定を行わない(同額)の場合でも、2か年分を作成すること
法定福利費		
材料費	0	
医薬品費		
給食用材料費		
その他材料費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
職員被服費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
交際費		接待費及び慶弔など交際に要する費
租税公課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
その他		
委託費		委託した業務の対価としての費用
研究研修費		学会、講習会等の費用
本部費		介護老人保健施設(介護医療院)の負担に属する本部費用
役員報酬		介護老人保健施設(介護医療院)の負担に属する役員報酬
施設運営事業外費用	0	
支払利息		
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		
機器等購入費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計	0	

経費の具体的な内容を記載する。

※これは例示であり、それぞれ必要に応じて記載する。

- (注) 1. 「説明内容」には経費の具体的な内容を記載すること。
2. 必要に応じ加除して差し支えないこと。
3. 土地・建物を賃借する場合、賃借料は契約書(案)と一致していること。
ただし医療機器リース等、他に賃借料を想定している場合は、内訳を求める場合があります。

次年度
(支出一覧)

介護老人保健施設・介護医療院用

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
施設運営事業費用	0	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(次年度)のとおり
退職金		職員給与の改定を行わない(同額)の場合でも、2か年分を作成すること
法定福利費		
材料費	0	
医薬品費		
給食用材料費		
その他材料費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
職員被服費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
交際費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租税公課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
その他		
委託費		委託した業務の対価としての費用
研究研修費		学会、講習会等の費用
本部費		介護老人保健施設(介護医療院)の負担に属する本部費用
役員報酬		介護老人保健施設(介護医療院)の負担に属する役員報酬
施設運営事業外費用	0	
支払利息		
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		
機器等購入費		
借入元金返済		
法人税等		
翌年度繰越金		
計	0	

経費の具体的な内容を記載する。

※これは例示であり、それぞれ必要に応じて記載する。

- (注) 1. 「説明内容」には経費の具体的な内容を記載すること。
2. 必要に応じ加除して差し支えないこと。
3. 土地・建物を賃借する場合、賃借料は契約書(案)と一致していること。
ただし医療機器リース等、他に賃借料を想定している場合は、内訳を求める場合があります。

職員給与費内訳書（初年度）

（単位：千円）

職 種	常 勤 (人)	1 人 当 り 月 額 給 与	月 額 給 与 計	年 額 給 与 計	年 間 賞 与	年 間 計
	非 常 勤 (人)					
	計 (人)					
医 師			0	0		0
						0
	0					0
看 護 師			0	0		0
						0
	0					0
准看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
介護職員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
薬剤師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
理学療法士			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事務員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
その他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計	0					0
	0					0
	0					0

・千円単位で記載すること

・給与を改定しない（同額）の場合でも、2か年分を作成すること。

支出一覧（初年度）の「職員給与費」と一致させる

（注）1. 職種は、「新たに開設しようとする介護老人保健施設（介護医療院）の概要」（別紙3-2）の内容と一致させること。

2. 職種欄の職名は、随時追加して記載すること。

職員給与費内訳書（次年度）

（単位：千円）

職 種	常 勤 (人)	1 人 当 り 月 額 給 与	月 額 給 与 計	年 額 給 与 計	年 間 賞 与	年 間 計
	非 常 勤 (人)					
	計 (人)					
医 師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
看 護 師			0	0		0
						0
	0					0
准 看 護 師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
介 護 職 員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
薬 剤 師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
理 学 療 法 士			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事 務 員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
そ の 他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計	0					0
						0
	0					0

・千円単位で記載すること

・給与を改定しない（同額）の場合でも、2か年分を作成すること。

支出一覧（初年度）の「職員給与費」と一致させる

（注）1. 職種は、「新たに開設しようとする介護老人保健施設（介護医療院）の概要」（別紙3-2）の内容と一致させること。

2. 職種欄の職名は、随時追加して記載すること。

収 支 予 算 書

初年度
(収入)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
居宅介護サービス		平均 円×月 人×12月
		平均 円×月 人×12月
		平均 円×月 人×12月
		訪問調査に係る委託料等
計画費		施設整備等のための法人負担金
その他		
拠出金		
合 計	0	

事業の種類
に応じて、
適宜記載す
ること。

(支出)

職員給与の改定を行わない(同額)の場合でも2か年
分を作成すること。

科 目	予 算	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(初年度)のとおり
法定福利費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		事業所施設建築費等
備品等購入費		
翌年度繰越金		
合 計	0	

事業の種類
に応じて、
適宜記載す
ること。

- (注) 1. 事業計画と一致させること。
2. 初年度及び次年度の2年度分を作成すること。
3. 収支を一致させること。

収 支 予 算 書

次年度
(収入)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
居宅介護サービス		(単位：千円)
		平均 円×月 人×12月
		平均 円×月 人×12月
		訪問調査に係る委託料等
計画費		施設整備等のための法人負担金
その他		
繰越金		
合 計	0	

事業の種類
に応じて、
適宜記載す
ること。

(支出)

職員給与の改定を行わない(同額)の場合でも2か年
分を作成すること。

科 目	予 算	
給与費	0	
職員給与	0	内訳は別紙「職員給与費内訳書」(次年度)のとおり
法定福利費		
経費	0	
福利厚生費		福利施設負担額など法定外福利費
旅費交通費		業務のための出張旅費
通信費		電話料、郵便料金等
消耗品費		事務用品費等
会議費		諸会議費等
光熱水費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修繕費		有形固定資産の修繕料
賃借料		土地、建物等の賃借料
保険料		火災保険料等
その他		
施設整備費	0	
施設整備費		事業所施設建築費等
備品等購入費		
翌年度繰越金		
合 計	0	

事業の種類
に応じて、
適宜記載す
ること。

- (注) 1. 事業計画と一致させること。
2. 初年度及び次年度の2年度分を作成すること。
3. 収支を一致させること。

職員給与費内訳書（初年度）

（単位：千円）

職 種	常 勤 (人)	1 人当り 月額給与	月額給与計	年額給与計	年間賞与	年間計
	非 常 勤 (人)					
	計 (人)					
保健師			0	0		0
		・千円単位で記載すること。 ・給与を改定しない（同額）場合でも、2か年分を作成すること。				0
						0
看護師			0	0		0
	0					0
准看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
理学療法士・ 作業療法士			0	0		0
		職種は、事業の種類に応じて、適宜記載すること。				0
						0
介護福祉士			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事務員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
その他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計						0
		支出一覧（初年度）の「職員給与費」と一致させる。				0
						0

（注）1. 職種は、事業所の概要（別紙３－３）の内容と一致させること。

職員給与費内訳書（次年度）

（単位：千円）

職 種	常 勤 (人)	1 人当り 月額給与	月額給与計	年額給与計	年間賞与	年間計
	非 常 勤 (人)					
	計 (人)					
保健師			0	0		0
		・千円単位で記載すること。 ・給与を改定しない（同額）場合でも、2か年分を作成すること。				0
	0					0
看護師			0	0		0
						0
	0					0
准看護師			0	0		0
			0	0		0
	0					0
理学療法士・ 作業療法士			0	0		0
		職種は、事業の種類に応じて、適宜記載すること。				0
	0					0
介護福祉士			0	0		0
			0	0		0
	0					0
事務員			0	0		0
			0	0		0
	0					0
その他			0	0		0
			0	0		0
	0					0
			0	0		0
			0	0		0
	0					0
合 計						0
		支出一覧（初年度）の「職員給与費」と一致させる。				0
	0					0

（注）1. 職種は、事業所の概要（別紙3－3）の内容と一致させること。

(別紙 8)

貸借対照表

(平成 年 月 日 予定)

法人名:

主たる事務所の所在地:

(単位: 千円)

資 産 勘 定		負 債 勘 定	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	0	流動負債	0
現金		未払金	
預金			
有価証券			
事業未収金		短期借入金 ※	
棚卸資産		短期の引当金	
短期貸付金 ※		未払費用・前受収益	
その他の流動資産		その他の流動負債	
固定資産	0	固定負債	0
有形固定資産	0	長期借入金 ※	
土地		長期未払金	
建物		退職給与引当金	
備品		その他の固定負債	
その他の有形固定資産		負債合計	0
無形固定資産		資本勘定	0
その他の資産 ※		資本金	
繰延資産		資本剰余金	
		利益剰余金	
合 計	0	合 計	0

- (注) 1. 法人全体として作成すること。
2. 短期引当金は、修繕引当金・賞与引当金・その他の引当金（退職給与引当金を除く。）の総称とすること。
3. 貸借対照表の時点は、病院・附帯業務等の「開設予定日」とすること。
4. 以下の項目について、該当がある場合は別紙(任意様式)にてその内訳を提出すること。
※「短期貸付金」「その他の資産」「短期借入金」「長期借入金」
5. 債務超過の場合、債務超過原因の説明資料、債務超過に係る改善計画書等を求める場合があります。

年 月 日

医療法人社団

設立代表者

様

(税理士所在地)

税 理 士

㊞

評 価 証 明 書

下記不動産について評価のご依頼がありましたので、本評価証明書をもってご報告申し上げます。

記

1. 対象不動産の表示

所 在	地 番	地積 (m ²)	地 目

2. 評価額並びに価格の説明

価格の種類	総 額	単価 (1 m ² 当たり価格)
	円	円

3. 評価の価格時点並びに評価日

価 格 時 点	評 価 日
年分	

添付書類 ①評価明細書 (税務署仕様)

②路線価図

局(所)	署
年分	ページ

(住居表示)		()		所有者		住所 (所在地)		使用者		住所 (所在地)				
所在地番				氏名 (法人名)				氏名 (法人名)						
地目		地積		路線		価		地形図及び参考事項						
宅地 原野 雑種地 畑地 山林		m ²		正面		側方		側方		裏面				
間口距離		m		利用区分		自賃貸借私用地建付地権道		貸家賃借権転借権借家人の所有権		地区区分		ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区		
奥行距離		m												
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)										(1 m ² 当たりの価額)	円	A	
	円 × .										(1 m ² 当たりの価額)	円	B	
	2 一路線に面する宅地 (A) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率]										(1 m ² 当たりの価額)	円	C	
	円 + (円 × . × 0.)										(1 m ² 当たりの価額)	円	D	
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率]										(1 m ² 当たりの価額)	円	E	
	円 + (円 × . × 0.)										(1 m ² 当たりの価額)	円	F	
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率]										(1 m ² 当たりの価額)	円	G	
	円 + (円 × . × 0.)										(1 m ² 当たりの価額)	円	H	
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)										(1 m ² 当たりの価額)	円	I	
円 × (. × .)										(1 m ² 当たりの価額)	円	J		
5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※										(1 m ² 当たりの価額)	円	K		
円 × 0.										(1 m ² 当たりの価額)	円	L		
※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) m × (想定整形地の奥行距離) m = (想定整形地の地積) m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) ÷ (想定整形地の地積) m ² = (不整形地割合) % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) = 0. (小数点以下2位未満切捨て) ① (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. ②										(1 m ² 当たりの価額)	円	M		
6 無道路地 (F) (※)										(1 m ² 当たりの価額)	円	N		
円 × (1 - 0.)										(1 m ² 当たりの価額)	円	O		
※割合の計算 (0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.										(1 m ² 当たりの価額)	円	P		
7 がけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (がけ地補正率)										(1 m ² 当たりの価額)	円	Q		
円 × 0.										(1 m ² 当たりの価額)	円	R		
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))										(1 m ² 当たりの価額)	円	S		
円 × (1 - 0.)										(1 m ² 当たりの価額)	円	T		
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)										(1 m ² 当たりの価額)	円	U		
円 × 0.3										(1 m ² 当たりの価額)	円	V		
自用 地 の 価 額	自用1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)										地積	総額 (自用1 m ² 当たりの価額) × (地積)	円	K
	() 円										m ²		円	

(資4-25-1-A4統一)

原本証明書

定款変更認可申請書の添付書類のうち、下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

1. 現行定款
2. 社員総会議事録・理事会議事録・評議員会議事録（該当するものに○を付すること）
3. 役員及び社員（評議員）名簿
4. 診療所管理者の就任承諾書
5. 診療所管理者の履歴書
6. 診療所管理者の医師免許証（正本添付分は、）
7. 登記事項証明書（土地・建物）（正本添付分は、）
8. 賃貸借契約書（土地・建物）

申請書正本及び副本に原本を添付せず
に写しを添付する場合に必要。
※正本に原本を添付する場合でも
副本が写しの場合は、副本を基準に
して作成すること。（正本と副本で
分けて作成する必要はない。）

平成 年 月 日

医療法人社団〇〇診療所
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

(別紙)

役員及び社員（評議員）の名簿

(平成 年 月 日現在)

	役職名	氏 名	生年月日	年 齢	性 別	住 所	職 業	最初の 就任年月日	出 資 額	続柄※	
										理事長	監事
役 員 名	理 事 長	神戸 太郎	昭和10年0月0日	〇〇	男	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院管理者	昭和10年0月0日		本人	なし
	理 事	神戸 良子	昭和10年0月0日	□□	女	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	無職	昭和10年0月0日		妻	なし
	〃	神戸 次郎	昭和10年0月0日	△△	男	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地	△△病院医師	昭和10年0月0日		長男	なし
	監 事	兵庫 一郎	昭和10年0月0日	××	男	大阪府大阪市中央区淡路町〇丁目〇番地	××商事株式会社役員	昭和10年0月0日		なし	本人
	計	名									
社 員 名	理 事 長	神戸 太郎	昭和10年0月0日	〇〇	男	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	神戸内科医院管理者	昭和10年0月0日	11,500,000 円	本人	
	理 事	神戸 良子	昭和10年0月0日	□□	女	兵庫県明石市魚住町〇丁目〇番〇号	無職	昭和10年0月0日	2,500,000	妻	
	〃	神戸 次郎	昭和10年0月0日	△△	男	兵庫県神戸市西区秋葉台〇丁目〇番地	△△病院医師	昭和10年0月0日	1,000,000	長男	
	計	名							15,000,000 円		

※理事長との続柄、監事との続柄をそれぞれ記載すること（続柄がない場合は「なし」と記載のこと）。

※財団の場合、社員名を評議員とすること。

※原則申請日時点で作成すること。ただし、申請日時点と社員総会・理事会・評議員会開催時点で社員・役員・評議員が異なる場合は、両時点のものをそれぞれ作成し、添付すること。

- ・当該医療法人と取引関係にある営利法人等の役職員は、理事・監事に就任できません。
- ・理事と三親等以内の親族や、当該医療法人と顧問関係にある弁護士、公認会計士及び税理士は、監事に就任できません。